



岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年 7 月 1 日

岐阜市長

柴橋正直

岐阜市規則第 46 号

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和8年岐阜市条例第27号）の施行期日は、令和8年7月1日とする。